

一般社団法人日本精神科救急学会 認定医制度 Q&A

No	項目	質問	回答
1	認定医・指導医関連	研修エントリーが必要と聞きました。どうすればよいのでしょうか？	指導医の先生へ研修エントリーの手続きをご案内しております。指導医の先生へ研修エントリーが完了しているかご確認いただき、未完了の場合は指導医へエントリーの手続きを依頼してください。
2	認定医・指導医関連	救急5病態の「経験症例」について 入院時の対応、手続きなどを担当していれば、その後の病棟での受け持ち（主治医）をしていなくても経験症例としてカウント可能でしょうか？	経験症例4症例のうち1症例は、救急対応後に ①入院すること ②3か月以内に退院すること ③退院後3か月間は再入院しないこと が条件となっています。救急対応後の報告義務期間中、主治医である必要はありませんが、何らかの形で治療に関与された症例を報告してください。他の3症例については、救急対応された当日だけの報告で十分で、入院症例である必要もありません。 なお、総合病院無床精神科等にご勤務の先生につきましては、1例は連携病院への紹介入院までの報告、他の3例は救急対応日だけの報告で十分です。
3	認定医・指導医関連	認定医の要件について 夜間休日とは？（何時から何時？）（土日祝日どれに相当）	時間条件の主旨は、ケースワーカーが動けず、側副情報の少ない状態での救急対応を経験、あるいは報告していただくことです。 平日は、17:00～9:00の間に診察開始した事例を時間外事例とし、また休日とは、土・日・祝祭日のことを指します。土曜日の午前中は外来が動いている病院もあるかと思われませんが、そういった病院も含めて、一律に土曜日を休日とします。
4	認定医・指導医関連	認定医申請の症例報告について 複数名の申請者が、同じ症例を報告症例として使用してもかまいませんか？	報告症例の重複は認められません。各施設で重複しないように調整してください。（暫定指導医更新時の症例は重複可）
5	認定医・指導医関連	認定医・指導医の認定は、個人に属するものなのでしょうか。あるいは病院に属するものなのでしょうか。	個人に属するものです。 異動した場合でも認定医、指導医はそのまま維持されますが、更新時に更新のための要件を満たしているかどうか問題となります。
6	認定医・指導医関連	経験症例ならびに報告症例・症例報告は研修期間中の症例のみを対象とするのでしょうか	経験症例・報告症例ともに、研修期間中の症例である必要があります。
7	認定医・指導医関連	経験症例と報告症例・症例報告で同一症例を登録してもよいのでしょうか（評価表の経験症例と症例報告で同一の症例を用いてよいのでしょうか）	経験症例・報告症例は同一でも支障ありません。
8	認定医・指導医関連	症例報告すべての症例で入院症例を用いてよいのでしょうか（外来症例は1例も含まなくてよいのでしょうか）	経験症例・報告症例のすべてが入院症例でも支障ありません。
9	認定医・指導医関連	参加指導医研修はどのような研修会を記入すればよいのでしょうか。参加指導医研修会が示す内容を教えてください。	施行細則第7条（認定医制度に係る研修会）より、本学会教育研修委員会が主催する研修会または年次学術総会となります。現時点では本学会教育研修委員会共催の自殺未遂者ケア研修をお認めしています。
10	認定医・指導医関連	研修期間中に産休・育休の休暇期間があります。研修期間はどのようにカウントすればよいですか？	施行細則第12条に産休育休による休暇期間について示しております。ご確認ください。
11	認定施設関連	様式10、様式11：カリキュラム責任者について 認定施設のカリキュラム責任者は、指導医の申請資格者でないといけないのでしょうか？	「指導医氏名等」というのは指導体制や指導に責任を持てる人という意味ですので、施設申請は指導医である必要はありません。
12	認定施設関連	様式10 カリキュラム責任者情報のうち、機構認定専門医の有無とは何を指しますか？	日本精神神経学会の機構専門医資格の有無です。
13	認定施設関連	様式10、様式11：カリキュラム責任者について カリキュラム責任者は日本精神科救急学会の会員（正会員医師）である必要はありますか？	会員であることが望ましいですが、規則上は明記しておりません。
14	認定施設関連	様式10：認定医研修施設認定申請書 「専門研修施設の基本情報」とは？	施設コードとは：本学会団体会員番号を記載ください。団体会員でない場合には記載不要でございます。分かりにくい表現となり、申し訳ございません。 医療機関コードとは：診療報酬請求で必要となるコードで地方の「厚生局」から付与される「保険医療機関コード」を記載ください。
15	認定施設関連	様式10：認定医研修施設認定申請書 「精神科救急医療等を行っている施設であることの証明書」とは、どのようなものが証明書になりますか？	精神科救急入院料の施設基準に係る厚生局からの受理通知書写しなど （厚生局への病棟の届出を行い、届出の要件を満たしている場合は、その届出が受理され、提出者に対して受理番号を付して通知されますので、その通知書の写しをご用意ください）
16	認定施設関連	複数の施設での同一期間の研修を認めていただけないのでしょうか？	複数の認定施設による研修実施許可を希望される場合は、複数の認定施設による研修実施許可要望書を認定施設の責任者より提出してください。条件や申請フォーマットがございますので、希望の施設は事務局へお問合せください。
17	特定認定施設・特定指導医関連	規則では「2名以上の認定医が在籍して・・・」とありますが、第2回特定認定施設・特定指導医認定審査についての案内文では「常勤医のうち少なくとも2名が、特定指導医の申請をする必要がある」となっています。 要するに、認定医がいない施設でも、常勤医で特定指導医申請をする者が2名いれば特定認定施設になることができるという意味でしょうか？	ご認識の通りです。
18	規則	制度発足日はいつになるのでしょうか。	制度発足日は認定医制度規則施行日の2021年5月8日でございます。
19	規則	制度施行日はいつになるのでしょうか。	制度施行日は認定医制度規則附則第2条より、2022年4月1日でございます。